

辰野町空き家バンク実施要綱

平成26年10月6日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、辰野町における空き家の有効活用を通して、辰野町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクを実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存在する個人の居住を目的として建築され、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）住宅及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却、賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を、町内への移住及び定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンクへの登録を申し込む所有者等は、辰野町空き家バンク登録申込書（様式第1号）に辰野町空き家バンク登録カード（様式第2号）を添えて町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適当であると認めるときは、辰野町空き家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録し、当該申込者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当であると認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家情報の公表)

第5条 町長は、前条により登録したときは、辰野町公式ホームページへの掲載、閲覧その他の方法により空き家に関する情報を公表するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 第4条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかにその変更内容を町長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録された空き家を登録台帳から抹消し、登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から辰野町空き家バンク登録抹消届出書（様式第3号）の提出があったとき。
- (2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 登録から2年を経過したとき。ただし、再登録は妨げない。

(4) その他町長が適当でないとき。

(空き家バンク利用の要件)

第8条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、辰野町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他町長が適当と認める者

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるものは、所有者等又は利用希望者として申込みをすることができない。

(空き家バンク利用の申込み及び通知)

第9条 利用希望者は、空き家バンクを利用しようとするときは、辰野町空き家バンク利用申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めるときは、辰野町空き家バンク利用登録簿（以下「利用登録簿」という。）に登録し、当該申込みをした者に通知するものとする。

(利用登録者情報の提供)

第10条 町長は、前条第2項の規定により利用登録簿への登録を行った場合は、当該登録に係る空き家の登録者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

2 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第11条 町長は、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買並びに賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月6日から施行する。